

尾道における商人仲間の成立と展開

中山 富 広

はじめに

本稿は、従来の瀬戸内港町研究の問題点をふまえ、近世中期における瀬戸内港町商業の展開の一端を明らかにすることを目的としている。とくに一八世紀前半の尾道を事例にとつて、二、三の論点を提出したい。

従来の内海地域の港町研究は、次のような点を明らかにしてきたと思われる。第一に、港町と後背地農村の商品流通上の関係、第二に、近世初頭以来の港町の中期以降における停滞と、その流通の幕藩制市場に占める位置、第三に、藩権力の町方支配と町の階層構成という、三点である。これらによって、瀬戸内港町の展開を大まかにまとめると、つきのようにいえるであろう。一七世紀末の西廻り航路の開発によって、内海の物資の流通がそれまでと比べて飛躍的に増大し、伝統的な港町で商業が発展し商業組織も整備されてきた。しかし宝暦期以後農民的小商品生産の発達による在方資本の成長と、沖乗りによって発達した港町の出現とによって、伝統的な港町の商業は停滞する。この事態に対して藩権力の対応は、港町商人への資金テコ入れや商品流通の統制など様々な形をとった。また港町の構造に関しては、本家・借家の構成の分析を中心に、借家層の増大という指摘にとどまっている。

そこで本稿は、従来の研究で必ずしも十分でなかった商人仲間の動向と商業経営の分析を中心にすえ、それを町と金融体系との関わりで明らかにしていきたい。すなわち近世初頭に尾道において人的・地縁的に結集した商人集団が、一八世紀にいかなる変容と転換をみせるのか、またそのような変化の基礎に、商人集団をめぐってどのような市場的・金融的構造規制が存在したのか考察を加えることである。

一 元禄・享保期の尾道商業と商人集団

(1) 尾道における住民結合の展開と都市支配

脇坂昭夫氏は、かつて尾道における都市共同体を分析されつつ、職能的結合と地縁的結合が統一されているところに、封建都市たる尾道町の成立を主張した。⁽²⁾ また近年の都市商業研究は、近世都市の住民結合に、地縁的結合、職縁的結合、擬制的家結合の三類型が存在したことを重視し、そしてそうした結合の視点から各商人仲間の分析が進められている。⁽³⁾ ここでは以上のような視点と藩権力の都市掌握という面から、近世中期における住民結合の展開について考察する。

万治年間（一六五八～一六六〇）以降、尾道では一町一年寄制と町家売券帳の作成が開始されている。⁽⁴⁾ 前者は、それまでの尾道惣町四～五名の年寄制を廃止し、十四日町・久保町・土堂町の尾道三町にそれぞれ年寄一名をおくものであった。後者は、町家の売買を監視することによって、町の構成員の流動化を防止することを目的とするものであった。さらに享保元年（一七二六）からは、町奉行・年寄組頭庄屋の立合いのもとに、買主は「上下」、売主・証人は「袴羽織」を着用して、家屋敷の売買が行われることになった。⁽⁶⁾ これらはいずれにせよ住民の地縁的結合をいっそう強化しようと

したもの(7)と評価できよう。とくに一七世紀末から一八世紀初頭にかけてのこうした動きは、惣町の「会所」の設立となつて表れている。そして注目すべきは、この「会所」が「仲間」とも呼ばれていることである。(8)(9)地縁的結合Ⅱ(町民組合)「仲間」というところに到達しているのである。

このような地縁的結合が進展していく一方で、正徳年間に、藩権力の本格的な都市支配が開始されている。正徳四年(一七一四)には御調郡代官の尾道町在勤、翌五年には尾道町奉行がおかれることとなつた。これらは広島藩の藩政改革Ⅱ「正徳新格」の一環としてなされたものであつた。そして「町方掟敵密之儀者、先年正徳五年町奉行初而被仰付、翌六年改而申付候……享保十一年二も段々厚被仰出候事、何も承伝候事二候」と、後年町年寄が述懐しているように、藩権力による町掟が初めて制定されたのは享保元年のことであつた。(10)内容は、町への流入者・入船の監視、「作法」・上意の遵守、治安維持、家屋敷売買の規制、町外への引越し禁止、町奉行による新規商業者および他出人の認可などであり、藩権力の都市支配を前進させたものとなつている。(11)(12)

つぎに職縁的結合Ⅱ商人仲間について検討しておく。尾道商業の中核をなす問屋商業の初期の段階は、史料的に明らかでないが、「夫当港者天和貞享頃、以問屋為渡世者雖有」という明治四年に書かれた一節によれば、一六八〇年代より問屋商業が形成されてきたことになる。

一 他国米商売仕様申儀、前廉も触置候得とも、此節ハ新米も次第二入津之船御座候二付、何も堅吟味可仕相談ニて年寄組頭不残正禎院へ寄合仕候而、米屋并問屋つてに米取なやミ申もの書置、宍町限ニ呼寄せ候而手堅申渡、米屋中間組合を内証吟味仕候様ニ申渡、則判形取申候、帳面中間年諸宛ニ入、組合書付も銘々渡ス

久保町二拾六人 十四日町二廿四人 土堂町二三拾七人 メ八拾老人

右の元禄五年八月の史料にみられる問屋が、尾道における問屋という語の初見であるが、「米屋中間組合」八一人という職縁的結合とともに、諸問屋の結合も進んでいたと考えるべきであろう。

向島江ノ奥入江今度新開ニ可被為仰付之旨被仰聞承知仕候、御存知候通近年尾道浦近辺所々新開ニ被成、尾道浦瀬戸之潮殊外早く成申候間、入津之船繫兼及難儀申候、然上右之所新開ニ成申候而ハ、彌潮早く船繫り致難儀、以後入津之船無數御座候而ハ、問屋共之難儀者不申及、上惣町中渡世迷惑仕様ニ奉存候⁽¹⁵⁾

これは正徳三年（一七二三）に「尾道町問屋」五四軒が署名をもって、新開築調の規制を町庄屋に願い出たものである。この五四軒が後年の問屋仲間の前身であると考えられるが、前の史料の「宍町限ニ呼寄せ」られた米屋仲間組合の事例を引くまでもなく、この問屋五四軒も仲間として結合していたこと、支配系統として町役人の管轄下にあること、また「惣町中渡世」の論理をもって自らの経営不振を歎願せざるをえなかったことからみると、町共同体の優位のもとにいくつかの商人仲間の結合体がそのもとに存置せしめられていたととらえられる。

尾道町ハ差上ケ申候新運銀、今年各別取貫不足二付、年寄共ハ書付以問屋方へ申触候、当年上納銀不足二候ハ、定之御運上銀高上ケ候而取立可申候、并木綿俵不足之分ハ只今通御運上差免候へ共、右之通銀高不足候故、木綿一メめ二付五厘つゝ取立申候而、右之書付二付添支配人吉右衛門伝五郎以、問屋中ニ申聞せ候⁽¹⁶⁾

右の史料の内容は、尾道町の各商人仲間の運上銀が宝永五年に格別の不足となり、その不足分を問屋に負担させようとするものである。したがって各商人集団の間でも問屋仲間がもっとも有力であったことがうかがえる。また「支配人吉右衛門伝五郎」がどのような存在の者か明らかではないが、両人が正徳三年段階の問屋に名前がみられないことから、仲

間の頭ではなく、商人仲間を支配する町役人的存在であつたと考えられる。

以上、尾道における住民結合を整理するならば、つぎのようにいうことができるであろう。一七世紀末に町結合を基礎とした惣町的結合の強化のシンボルとして、また支配の末端機構として「会所」が設立された。いっぽう商人仲間は、近世初期の初期豪商的経営を有した商人を中心とする人的・血縁的結合から、問屋仲間や米屋仲間組合など業種別の結合へと進展しつつあつたが、いまだ地縁的結合（＝会所）のもとに従属させられていた。したがって藩権力は、町奉行の直接的会所支配を通じて、惣町と発展しつつある商人仲間とを把握しようとしたのである。ここに尾道町において近世中期の新たな展開が開始されることとなつたのである。

(2) 商業経営の実態——商人仲間と資金融通の構造——

私共問屋ニ而御座候ニ付他客大勢参候儀ニ御座候得共、初而罷越候者ハ前客又ハ榎成(荷主問屋方書状ニ而も添不申候へハ、一宿ニ而も仕たる儀ハ無御座候、以上)⁽¹⁷⁾

これは享保四年（一七一九）に長崎の円入によつて、尾道問屋・網干屋九七郎が取引の不正を訴えられた際の網干屋の主張の一節である。尾道問屋が客船を慎重に選んでいること、出自の不確かな客船・商品を排除していることが主張されている。しかし問屋仲間が私的仲間である以上、他の商人の問屋的な取引を積極的に規制することはできなかった。なお長崎の円入との出入の原因は仲間外の商人の介入によつて引起こされたものと考えられる。

A 金屋の経営分析から

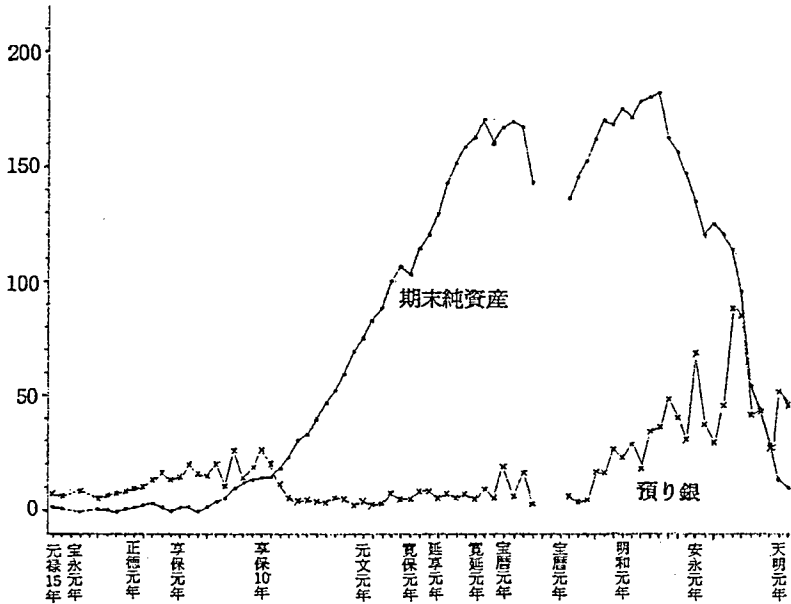


図1. 金屋の純資産と預り銀の推移

(註) 「永代算用帳」(寛保2年、宝暦9年)より作成。

この時期の商業経営の実態を示すものとして、まず「問屋」であつた金屋の経営を検討し、そこからいくつかの問題点をあげてみたい。

図1は、宝永と天明年間における金屋の期末純資産(不動産は除く)と預り銀の推移を示したものである。なおこの期間中に享保六年(一七二二)、元文二年(一七三七)からそれぞれ新銀、文銀で勘定されているが、図では享保新銀に換算して表わした。まず宝永から享保前期と明和年間以降に預り銀(借入金)が多いことがわかる。また預り銀の比較的少ない享保後期から宝暦期にかけて純資産の伸びが著しく、金屋の商業経営がもっとも安定した時期であることが明らかである。もっとも宝暦年間に一時落込みがあるが、近世を通じての金屋の商業経営の最盛期は元文年間から明和年間までであつたことがうかがわれる(詳細は3(3)で後述)。

つぎに図2に、たばこ・畳表・荒苧の口銭収入の

容を表示してみた。総資本のうち貸付銀が六〇七割を占めているが、これは金屋が高利貸資本であることを示すものではなく、商品取引にともなう商品を担保とした現銀融資の結果にすぎない。後述するように、問屋商業成立の初発より、問屋・非問屋を問わず、商人相互の融通体系が存在していたと思われる。享保前期まで預り銀が多いことや貸付銀より預り銀の額が多いことは、商品取引資金の貸借関係のなかで、この時期の問屋商業が成立していることを示している。享保前期まで延銀が不安定であることは、「天和貞享頃、以問屋為渡世」⁽²⁰⁾といわれた、尾道の問屋商業の成立時に相応し

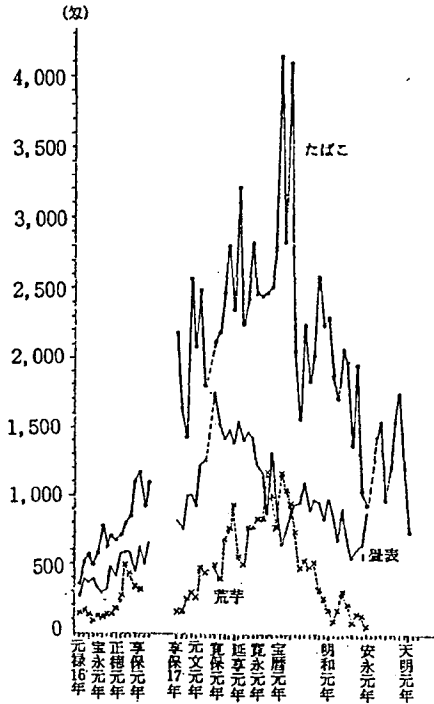


図2. 金屋の主な口銭の推移
 (註) 「大福帳」(表紙欠)および「永代算用帳」
 (寛保2年、宝暦9年)より作成。

推移を示してみた。単位当りの口銭をほぼ一定と仮定すれば、最初の公的な問屋仲間となった元文五年頃より宝暦初年にかけて商品取扱量が最高であったことがわかる。

では元禄・享保期における金屋の問屋商業をどのように位置づけたらよいのであろうか。図1の期末純資産の推移からみると、宝永から享保初年頃までは停滞的である。また図2の口銭をみると、増加の傾向を示している。そこで表1として、元禄・享保期の金屋の期末の資産内

表1 元禄・享保期における金屋の「店斬し」の推移

年代	商品	A. 貸付銀	A/B %	有銀	B. 総資本	預り銀	総資産	C. 延銀	C/B %
元禄15年	5,318	12,830	48.5%	7,783	26,429	23,121	3,300	(2,138)	-9.9%
元禄16年	3,060	15,063	70.0	3,565	21,529	20,367	1,162		
宝永2年	5,213	10,132	41.1	9,310	24,654	25,817	(1,163)		
宝永4年	3,667	6,626	38.7	6,817	17,109	16,527	580		
宝永5年	6,833	12,068	52.2	4,107	23,140	22,480	660	80	.3
宝永6年	2,964	15,622	69.7	3,916	22,428	23,537	(1,109)	(1,769)	7.9
宝永7年	3,983	16,727	66.5	4,431	25,140	24,236	905	2,014	8.0
正徳元年	10,377	9,229	30.0	11,141	30,748	28,774	1,974	1,069	3.5
正徳2年	4,429	19,654	55.0	11,657	35,739	32,566	3,173	1,200	3.4
正徳3年	17,494	19,058	39.7	11,475	48,028	39,841	8,187	5,014	10.4
正徳4年	11,437	38,301	73.5	2,383	52,121	48,894	3,227	(4,960)	-9.5
正徳5年	8,914	27,074	67.3	4,313	40,201	41,371	(1,170)	(4,397)	-10.9
享保元年	12,223	30,187	54.4	13,065	55,453	52,378	3,078	4,248	7.7
享保2年	8,692	40,940	65.1	13,227	62,860	60,673	2,187	(891)	-1.4
享保3年	10,757	29,300	63.7	5,954	46,011	47,024	(1,013)	(3,200)	-7.0
享保4年	9,645	29,523	59.4	10,468	49,715	46,504	3,211	4,225	8.5
享保5年	18,427	39,765	55.7	13,222	71,415	59,713	11,702	8,490	11.9
享保6年	2,810	10,020	65.6	2,436	15,266	10,268	4,998	2,073	13.6
享保7年	6,094	23,702	65.9	6,168	35,960	26,103	9,861	4,863	13.5
享保8年	3,900	18,754	71.0	3,752	26,406	14,406	12,000	2,140	8.1
享保9年	4,511	19,988	62.6	7,447	31,945	18,796	13,150	1,150	3.6

享保10年	6,322	26,559	65.9	7,418	40,300	26,060	14,240	1,090	2.7
享保11年	6,137	21,797	63.0	6,645	34,579	20,250	14,329	89	.3
享保12年	2,174	21,092	71.5	6,223	29,489	11,111	18,379	4,050	13.7
享保13年	3,160	18,056	62.9	7,362	28,728	5,320	23,408	3,779	13.2
享保14年	2,602	30,447	87.1	1,974	34,963	4,146	30,817	7,409	21.2
享保15年	610	34,316	89.5	3,437	38,363	4,576	33,787	2,970	7.7
享保16年	2,655	33,960	78.2	6,792	43,407	3,919	39,489	5,702	13.1
享保17年	3,776	42,843	85.9	3,249	49,868	3,280	46,588	7,099	14.2
享保18年	3,330	50,190	85.9	4,896	58,415	5,515	52,900	6,312	10.8
享保19年	4,230	48,124	74.8	12,014	64,368	4,741	59,628	6,728	10.5
享保20年	3,667	43,672	61.6	23,606	70,945	1,903	69,041	9,414	13.3
元文元年	2,768	67,285	84.7	9,376	79,428	4,025	75,403	6,361	8.0

(註) 単位は銀匁、享保6年以降は新銀、() はマノナス、典故は図1に同じ。

い現象であるといえよう。享保後期から金屋の経営が安定と成長に向かっているが、「小間軒不繁昌」と全般的に評価された問題のなかにあって、金屋は安定的な問題の部類に位置づけることができようが、いま少し金屋の口銭収入を検討してみよう。

表2は金屋文書から作成したものであるが、金屋の商品取引における年間の収入である。原文書には「たばこ口銭」「表之口銭」、あるいは「表之利」「表買賃」「もめん買ちん」など項目別に記載されている。口銭は問屋本来の手数料であることはいままででもない。米・荒草・その他の口銭は「大坂下り」とも廻り」と注記があるから、荷主の依託をうけて大坂

表2 宝永・正徳年間における金匱の収入構造

元禄16	宝永元	宝永2	宝永3	宝永4	宝永5	宝永6	宝永7	正徳元	正徳2	正徳3	正徳4	正徳5	享保元	
														元禄16
売	1200	1535	1700	1494	1741	2357	1855	2120	2008	2154	2388	2553	3306	3514
たばこ	822	1179	1083	1176	1020	902	968	1380	1259	1704	1721	1751	1332	1851
表	322	320	113	201	50	43	68	13	73	89	412	288	259	78
鉄	151	397	27	10	174	30	42	36	81	56	37	9	11	64
米	445	464	433	277	367	323	417	394	492	799	1486	1288	1008	955
あらか	40	35	105	109	61	36	90	156	159	64	125	52	26	60
その他														
そ	1489	1200	868	1096	1473	1608	1161	1048	1104	1525	1442	1144	954	-20
表の利	539	600	256	595	316	120	152	874	96	71	36	-2100		
鉄の利	350	442	519	595	662	464	530		703	662	1001	963	243	1101
の														
木綿買賃	93	132	114	113	113	50	88	106	45	72	200	125	110	74
表買賃	0	0	0	0	0	342	409	507	505	367	339	319	264	287
薬座草買賃	640	956	1035	830	880	1500	1193	1234	1025	1896	2749	2949	4640	7255
他														
計	6091	7260	6253	5901	6857	7775	6983	7868	7550	9459	11936	9341	12153	15219
惣算用之覚	6060	7176	6615	6300	7000	7500		8017	7169	9254	11697	9018	11694	18232

(註) 「大福帳」(表紙欠)による。単位、銀匁

から帰国する北国船や九州の船舶に販売したのであろう。「表之利」には「大坂ノ利上遣申分」や「上登表利」といった注記が所々についている。また「鉄之利」には正徳四年に「鉄そん」とあることから、これらは問屋口銭による利益ではなく主に大坂市場への売込み・販売によって得た利益である。これは尾道商業を問屋・仲買・荷主という構造で考えれば、仲買・小売の行為と考えられる。「銀之利」は後述するが、おもに商品取引にともなう高利貸しの利息部分である。つぎに「買貸」であるが、木綿・畳表・葉たばこの三品があげられている。この利益分はまさに買付けあるいは仕入商人的な活動の結果であろう。推測をたくましくすれば、おそらく大坂荷受問屋の主導のもとに産地で買付けをおこなったものであろう。⁽²³⁾ 大坂問屋からみれば、金屋は金融的支配下にある「荷主」となるのであろうか。金屋の営業内容を以上のようにみた場合、尾道における問屋は決して専業問屋とはなっておらず、むしろ営業内容にみれば問屋仲買機能が未分離の段階であつたと推測できる。元文・宝暦期以降の経営収支については後述するが、明和年間に株仲間が結成されてから尾道の問屋・仲買の制度が本格的に整備されていったのではないかと考えられる。

つぎに元禄末年～享保初年の問屋口銭について考察を加えておきたい。前出の金屋文書には、「宝永三年口銭之覚」として、たばこ・荒苧・扱苧・米・柿・竹の皮・鉄・塩いわしのし八品が記載されいいる。これは金屋独自の口銭ではなく、仲間で規定した商品の種類と口銭の額であろう。後年の三〇にもおよぶ品目と較べれば、かなり貧弱な数であり、畳表や綿類・古手・干鰯などの商品を仲間で規定していない。

そこで金屋の実際の口銭を検討しよう。表3は単位当りの口銭が判明する、たばこ・畳表・米について整理したものである。正徳初年までのたばこ米については「宝永三年口銭之覚」の額と一致しているが、畳表の口銭は仲間での規定がないから当然年々変化している。また正徳四、五年頃よりたばこ米の口銭が変動し始めているのは、仲間で口銭額

表3 金屋の間屋口銭

年代	たばこ		畳表		米		単位当り口銭		
	取扱量	口銭	取扱量	口銭	取扱量	口銭	たばこ	畳表	米
元禄16年	4000	1200.00	1639	822.40	750	151.00	.30	.50	.20
宝永元年	5117	1535.10	2325	1178.70	1983	396.60	.30	.51	.20
宝永2年	5667	1700.10	2407	1082.60	133	26.60	.30	.45	.20
宝永3年	4980	1494.00	2120	1175.60			.30	.55	
宝永4年	5806	1741.18	1938	1019.60	868	173.60	.30	.53	.20
宝永5年	7855	2356.50	1849	902.00	152	30.40	.30	.49	.20
宝永6年	6217	1865.10	1862	967.63	212	42.40	.30	.52	.20
宝永7年	7066	2119.80	2307	1380.16	178	35.60	.30	.60	.20
正徳元年	6692	2007.60	1936	1258.64	405	81.00	.30	.65	.20
正徳2年	7189	2154.00	1802	1704.45	276	55.80	.30	.95	.20
正徳3年	7959	2387.70	1628	1721.41	120	36.80	.30	1.06	.31
正徳4年	8510	2553.00	1524	1751.41	29	8.70	.30	1.15	.30
正徳5年	8679	3305.60	1088	1332.25	42	10.60	.38	1.22	.25
享保元年	8786	3514.40	1167	1850.98	160	64.40	.40	1.59	.40
享保2年	6913	2764.40	899	1493.57			.40	1.66	
享保3年	9503	3302.20	924	1957.39			.35	2.12	

(註) 商品の単位はたばこ(丸), 畳表(枚), 米(俵)であり, 口銭は銀匁である。
典拠は表2と同じ。

の改正をおこなったというよりは、仲間内の規制が有名無実のものとなったことを意味していると思われる。

B 西灰屋の分析から

「我等義廿八歳亥ノ年霜月新出見世仕候」西灰屋甚七⁽²⁵⁾は、元禄八年(一六九五)に、質屋、古手・米穀・木綿などを幅広く取り扱う商人として出発した。⁽²⁶⁾詳細は不明であるが「宗久様良讃様三郎左衛門殿一座にて、下拙在京之節、田舎ニ而渡世仕候様ニ被仰候而銀貳拾目可被下候由、則在京之意止申候」⁽²⁷⁾とあるように、在京していた甚七が灰屋一族に呼び戻され、その資金援助をうけて西灰屋を開いたのであった。もちろん間屋仲間ではなかったが、後には久保町年寄に就任している。

開店してから甚七が隠居するまでの期間、勘定帳が残っているので、まず期末総資本と総貸付銀(内小質貸)、および延銀(純利益)の推移を図3に示してみ

た。
 まず総資本の推移をみると、元禄八年のわずかな額から順調な伸びをみせていることがわかる。享保五、八年に停滞しているものの、一族からの融資によって経営の拡大がはかられているといつてよい。この西灰屋の勘定帳は単式決算の方式をとっているのです、どの部門の利益によって経営が拡大されているのかわからないが、損益銀の推移を検討して

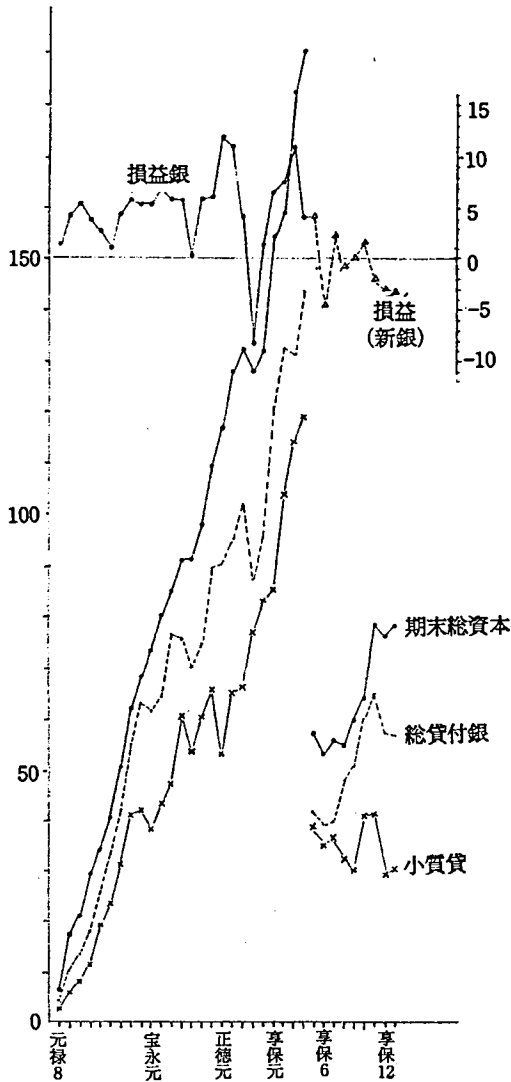


図3. 西灰屋甚七家の経営状態
 (註) 「万覚帳」(元禄8年)、「歴年勘定帳」(元禄13年)、「歴年万用帳」(正徳3年)より作成。

おこう。元禄十三年に利益が一貫目余とおちこんでいるが、これは「広島にくりわたる百三十五本買入仕置にて、貳貫八百目遣し置申候、此銀子利分といふ定有之候間述銀とハ不仕候」⁽²⁸⁾ためであった。また宝永元年（一七〇四）は五貫四〇〇目と安定しているが、それでも「夫婦兩人、下三人、姪おいけ耆人、都合六人御參宮仕、銀貳貫貳百目諸遣仕申候得共、如此ニ御座候」と、⁽²⁹⁾収益の高さを誇示している。そして宝永五年からは酒造を開始するに至った。その年に二六二匁と極端に低収益であった原因について、甚七はつぎのように記録している。

当年八宗久様之方江家代銀居借銀之内ニ利分何角二遣し銀六貫目出ス、家売申候歩一銀貳貳貫目出ス、買申候家之修理銀三貫目之余出ス、酒道具酒袋ニ売貫目出ス、念仏堂石垣ニ五百程出ス⁽³⁰⁾

したがって、決して西灰屋の商業経営の悪化とはいえないのである。では正徳四年（一七一四）以降の低収益・損失はどうであろうか。八貫二〇〇目の損失をだした正徳四年は「惣門普請仕申候ニ付、元銀之内減少仕申候」とあり、⁽³¹⁾享保六年は「右子年分元銀之内減少仕候様ニ相見申候」と記載されているだけで、とりたてて理由は述べられていない。また享保八年には「残而九百三十拾式匁減少仕申候、然共去年ハ栗原新開島買取申銀八百五十拾目并杵麦等算用ニ立申候ニ付、必減少ニ而も無之候」とあるものの、⁽³²⁾同十一年以降の損失には何の説明も加えられていない。おそらく問屋を中心とした商品取引等の悪化の影響をうけたのであろう。

享保四年正月に尾道町年寄であった西灰屋甚七が町奉行に宛てて、「尾道町之内久保町高百拾石五升五合ニ而御座候処、年々衰微仕御公役銀取立難成候」と訴え、「久保町之儀別而及困窮難儀仕申候間、先年之通御切免被為仰付被下候」と切免の願をだしていることや、⁽³⁴⁾尾道町年寄が享保十三年六月に「殊ニ近年時節柄悪敷諸商売無御座銘々不勝手ニ御座候」として、⁽³⁵⁾御用銀を断わっていることなどにも尾道商業の不振の一端が示されている。

つぎに西灰屋の貸付銀について検討しよう。小質貸の内容は、帷子質・櫃質・服佩質・夜着質・大妻質などからなっており、主に尾道住人の質入れとみてよい。したがって図3の総貸付銀と小質貸の差額が、直接に商品取引に関連した期末の貸付銀高となる。まず元禄十四年（一七〇二）の事例を挙げておこう。³⁶⁾

巳十一月九日
一銀二メ目渡ス

かとはみや長右衛門殿

右ハ秋田屋藤左衛門殿ハ繰綿質四拾本申来候而月杓歩半ニてかし申候、笠岡屋之蔵ニ入在之管也、預り手形ハ長右衛門殿方在之候、兩人して取かへ申候

午正月十九日ノ夜、夫助三郎持参、此利九拾め

この事例を説明すると、問屋仲間であった秋田屋は自分の客と繰綿の取引をおこない、その繰綿を倉庫業・笠岡屋の蔵にいれるとともに客に現銀を渡す必要があった。そこで元禄十四年九月四日に、角灰屋長右衛門（額不明）と西灰屋甚七（二貫目）が秋田屋に月利一・五％で融通をおこなった。その後秋田屋はおそらく十二月に繰綿を売払うことができ、西灰屋に三ヵ月分の利息九〇目が、翌正月に角灰屋から西灰屋へまわってきたのである。問屋商人の商品取引に灰屋一族の資本が短期融資のかたちをとって機能していたと評価することができる。そしてこのような資金融通システムが、有力な資本家であった町年寄や組頭を中心として、地縁的・擬制的家結合を契機として成立していたと推測できる。

C 資金融通の実態

小資本の問屋・商人層にとって、商品を前にして如何にして他国の取引客に現銀を渡すかが最重要事であった。逆に、そのような融資組織が確立されておれば、小資本であっても営業の再生産は可能であった。ここでは、史料の制限上、

西灰屋・金屋・灰屋の融資状況から、尾道における資金融通のあり方について検討してみる。

西灰屋の元禄十四年（一七〇二）から享保元年（一七一六）までの融資状況をみると、年間のべ一五〇回程度で、商人数は一〇〇名である。そのうち問屋の人数は二名前後で、灰屋次郎右衛門・鱒屋徳右衛門が主な相手である。その他は灰屋一族への融資もあったが、多くは問屋に名を連ねていない一般の商人たちである。おそらくは仲買的な商人か、あるいは問屋仲間ではないが問屋的な営業をなす商人であつたらう。原則として返済期限は三ヵ月、月利は一三%前後であるが、ほぼ全員が期限までに返済している。このことは金屋・灰屋も同様であつた。

享保十八年（一七三三）から元文五年（一七四〇）までの金屋の融資は、年間のべ一五〇回であるが、人数は一人名前後と少ない。同一商人へ何度も融資しているからである。また問屋は銀山屋与一郎と今治屋与三右衛門の二名にほぼ限定されている。

つぎに享保二十年から元文三年までの灰屋専右衛門の場合は、のべ融資回数三〇〇七六回、商人数一六〇三四人となつている。うち問屋商人は三〇九名である。またこの四年間に灰屋の屋号をもつ商人が一二名もおり、同族への融資がさかんなされていくことがわかる。

以上の概要を抽象化して図示すると、図4のようになる。図を単純化するため、融資の主体を α ・ β ・ γ ・ π の四軒に限定した。図には擬制的家結合に基づく融資を α だけに限定しておいたが、他の三軒にも血縁に基づく融資があつたことはいうまでもない。

さてこの図から元禄・享保期の尾道商業に関してどのようなことがいえるであろうか。第一に、その他の商人集団も同様であるが、問屋仲間だけで資金の調達・還元は無理であつたこと。このことは仲間外の α や ω のような金融資本に

るとか規定することはできない。彼らは上層金融資本に連なる、本質的にも封建都市の商人であろう。

第三に、灰屋・金屋の事例からみて、融資回数からみて、融資回数が多いことは地縁による融資であり、金額の多さでいえば擬制的家結合による融資といえよう。職縁的結合体である問屋仲間にしても彼らの多くは地縁(町)を契機に融資を受けており、こ

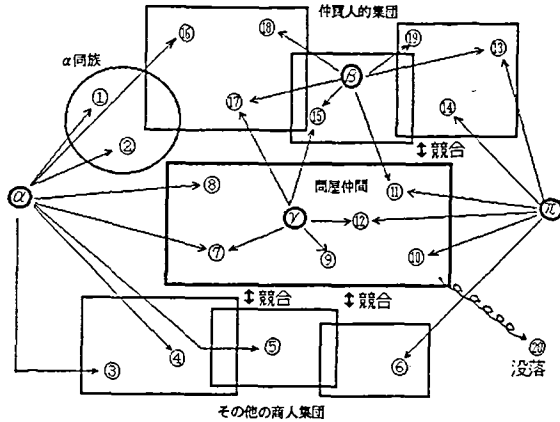


図4. 18世紀前半における資金融通略図

常に依拠しており、問屋仲間の命運が町内部的には、灰屋などの商人によって左右されることを意味する。

第二に、問屋仲間と競合する商人(集団)を図に示したが、これは「享保十二未六月、沖売留メ願候事、問屋中々」(40)と記されていることから、北国や九州辺の船を対象として売込みや買付けをおこなう商人群が存在したことがうかがえる。

島屋重次郎と忠次郎と中間二木わた買置候、忠次郎分下拙方銀子出ス、忠次郎と中間二成居申候(41)

これによると、西灰屋が問屋仲間ではない重次郎と忠次郎と共同で木綿を買付け、西灰屋と忠次郎がこれを契機に仲間となったことがうかがえる。問屋外の商人も単独で存在するのではなく、職縁・地縁を契機に集団として存在し、しかも彼らもαやωのような商人の融通を受けて、中継商業に参画していたのである。したがって彼らを幕藩制市場を揺さぶる商人であるとか、農民的・小ブルジョアの商人であ

のことは前節で述べたように、藩権力の支配の下に惣町結合が存在し、さらには町という強固な地縁的結合があり、その下に従属するかたちで、職縁的結合体が成立しつつあったことを物語っているといえる。

元禄期以降、商品流通の漸次的増大というなかで、他国中継商業を推進する尾道商人にとって高利貸・融通機能の回転は、すでに必要不可欠のものとなっており、かつ資金融通の構造のあり方が各商人仲間の結合に大きな影響を与えていたのである。

二 問屋仲間の成立とその特質

(1) 「問屋掟」の成立

夫当港者天和貞享頃、以問屋為渡世者雖及、小間軒不繁昌又狭以、元文二丁巳町奉行平山角左衛門様御時代、新地築、同五庚申成就、問屋六十五軒定⁽⁴²⁾

平山角左衛門が町奉行に赴任すると同時に「新地築出」⁽⁴³⁾ 住吉浜埋立をおこない、元文五年（一七四〇）に問屋六五株を定めたことはよく知られている。後年の「平山角左衛門贈位申請書」⁽⁴⁴⁾によれば、「同港ノ埠頭狹隘ニシテ、百貨ノ集散運輸ニ不便ナルヲ慨シ、湾内竣潔築調ノ計画ヲ立テ大工事ヲ起シ、元文二年二月ヨリ寛保元年二月ニ至ル五閏年ニシテ竣成ノ功を拳タリ」として、藩主吉長の意をうけた町奉行平山の就任⁽⁴⁵⁾ 埠頭の整備⁽⁴⁵⁾ 商品流通の盛大化（「大ニ船舶来往」）の線を強調している。前掲の史料も同様であるが、ただ「問屋六十五軒定」に続けて、「至延享頃漸三拾軒斗相統、宝曆八戊寅問屋株停止」と、問屋株の成立を特記し、商品流通の盛大化を積極的に評価していないところが相違点であ

る。その点については後述するとして、「問屋掟」⁽⁴⁶⁾を藩が制定するに至ったと思われる理由につきに列挙しておく。

① 私的仲間の問屋商人相互の競争、および仲間外の商人との競合↓取引方法の紊乱による信用の低下。

② 地縁の共同体⇨町の相対的窮乏および商人（職縁的結合）⁽⁴⁷⁾内部の階層分解。

③ 煙草・木綿・畳表などの国産品の発展⇨港内外の商人の競合による封建的流通統制の低下。

元文五年正月に着任した平山は、以上の三点に直面することになったのである。翌二月には早くも「問屋掟」を制定しているから、問屋・仲買の制度を整備することは、藩権力によって着任前から平山へ命令されていたのであろう。藩権力は問屋組織・問屋取引慣習を成文化することによって、港町尾道を中心とした地域の封建的秩序を維持・強化しようとしたのである。

「問屋掟」は「覚」と「定」からなる。「覚」は問屋取引に関する各種の規制であり、藩⇨町奉行から示されたと思われる掟を、「問屋頭人」が仲間に対して披露した形式となっている。「定」の方は、二九品にのぼる口銭の規定であり、町会所から「問屋中」へ出されたものである。⁽⁴⁸⁾またこの時間屋株六五株が公認されたことになっているが、ただしそのことを直接に示す史料は残存しない。この時期の株仲間結成を強調しているのは、いずれも後年のものであり、元文六年の「年誌帳」にも、また元禄から化政期にかけての尾道の重要事項を抜粋した東屋の「年誌通覧」にも、そして最も信用するに足る「問屋年誌」でさえ、いっさい記録されていないのである。これはどのように考えたらよいのであろうか。

まず藩側は株仲間として正式に公認していないことが考えられる。重要事項の記録抜粋である「年誌通覧」に、「明和三年二月惣問屋株願事」とあるように、問屋の株仲間化が実現したのは明和三年（一七六六）のことであった。したがっ

て藩は「問屋掟」を布令することによって、私的仲間であつた問屋仲間の存在をあらためて認めたにすぎないと考えるべきであろう。六五軒の問屋を定めたのは、前述の①～③に危機感を抱いた町會所の主導によるものであり、町会所が口銭額を制定しているのは、そのことを示している。

(2) 「問屋掟」の特質

ここではまず、「掟」の内容を簡単に検討しておこう。大きく分けると、①客の宿替に関する事項、②沖売・直売買などの禁止や取引の実際に関する事項、③運賃・為替銀などの大枠に関する事項、④仲間運営に関する事項の四点から成り立っている。中心事項は①と②にあつたと考えられる。

一 唯今迄参来候客銘々家督相成候様被為仰付候事

一 従先年参来候客ニ於近年宿替申客多御座候、此以後右ノ客為一存前々ノ問屋へ立戻り支配相頼度申候者、双方付届ケノ上引請可申事、宿替り候客又ハ其先ヲモ宿替及数度候ハ、前々ノ問屋へ引戻可申事

ここでは、客船「得意先」家督と位置づけたうえで、宿替に厳しい規制を加えていることがわかる。⁽⁴⁹⁾「近年宿替申客多御座候」とあるように、仲間内部での競争の激しさがうかがえる。

一 惣テ直売買仕間敷候、縦直売買仕候共本問屋へ口銭取可申事

一 沖売法度之儀此度堅被為仰付候事

これらは問屋の手を通過しない商品売買を禁止したものである。他商人や仲買商の越権行為・不正行為を禁止することによって、問屋を中心とした取引秩序の形成をめざしている。これらは前項(1)であげた①～③の事態に対応したもの

であろう。

つぎに、仲間の組織などについて検討を加えておく。

一 客方ヨリ無筋事申出宿替度申客有之者、其問屋ヨリ其組合へ申出、問屋頭人組合人ノ任差図可申事

一 問屋仕形不宜客宿替申度事有之候ハ、組内兩人へ申出、評定ノ上埒明不申時ハ右四人ノ者問屋頭人へ申出、其上

ニテ相済可申事

一 問屋不身上ニ相成其客預荷物ニ無心元申時ハ、其組合為兩人請合可申候、勿論蔵主預手形右請合兩人方へ受取置可申事

一年分之内正五九月惣問屋寄合可仕事、尤名代ニテハ相徐不申候、病氣又ハ他行仕者有之候ハ、問屋頭人へ書付指

出シ可申事

まず問屋仲間の長として問屋頭人なるものが存在している。問屋仲間独自の結合機関がなかったことから考えて、問屋頭人は町会所に所属していたと思われる。また「組内兩人」其組合為兩人」という表現からみて、三軒一組の責任単位が組織されていたことがわかる。そして年三度の惣寄合を開き、健全な仲間運営をめざしたのであった。

それでは問屋と密接な関係をもつ仲買集団はどのように位置づけられたのであろうか。延享四年（一七四七）、穀物・あい物仲買頭として、三町より住屋善兵衛ら五名が会所において任命されていること^(註)から、この年より仲買商人の組織化も企図されたと思われる。したがって元文五年の段階ですべて問屋仲買制度が整備されたのではなく、延享年間まで持ち越されていたのであった。これは藩「町」会所の意図が、問屋取引で競合する商人たちになかなか貫徹しなかったことによるものであろう。

一当所宿有之候客、町方ニおゐて何によらず直売買仕候由相聞、此以後直売一切仕間敷候、自然心得違之儀有之候
 八、問屋中より申出答候間、其段可相心得候、以上⁽⁵²⁾

この史料は元文六年二月に、会所より町中へだされた触である。問屋の手を経ない取引が依然として続いていることがうかがわれる。また問屋内部の規律もよく守られなかったのか、寛保三年（一七四三）には、「前御条目（問屋掟）御触示シニ相成⁽⁵³⁾」⁽⁵³⁾っている。そのような状況のなかで仲買集団を組織化することで、取引秩序の正常化をはかったものともみることができると。

以上のように、「問屋掟」は客船の家督化と取引秩序の整備、問屋・仲買仲間の公的承認を推進し、信用の低下回復と港町尾道の封建的強化をねらったものであった。

(3) 問屋仲間の衰退

文政四年（一八二二）尾道町年寄亀山本助は、明和三年（一七六六）に株仲間が結成されるまでの状況を「外商人得勝手之旅客を引受狼二商内仕候故、問屋共渡世ニ相成不申候⁽⁵⁴⁾」と評している。「問屋掟」が遵守されていないために、問屋仲間が衰退していたことを指摘していた。また寛政十一年（一七九九）には、客論⁽⁵⁵⁾に關してつぎのような一節が記されている。

近年問屋客論間々在之候処、宝曆八年より明和貳年迄客株定め期に相成候二付、明和二年以前元文頃迄之客筋儀論相分りかたく在之故、以来客論有之候節は、明和三年戊正月客株定め申付候を主として、明和二年以前之任切帖等証拠に不相用、明和三年戊正月より以来之客、仕切証拠に用ひ客論可致裁判許候⁽⁵⁶⁾

客論の証拠書類には株仲間結成となった明和三年以降のものを有効とすることが述べられている。その理由としては「明和二年以前は元文頃迄之客筋儀論相分りかた」いからであった。このことから「問屋掟」の宿替に関する規定は十分に遵守されておらず、客船Ⅱ家産化という觀念も元文→宝曆期には定着しえなかつたものと考えてよいであろう。

そこで、つぎに金屋の経営収支を検討しながら、宝曆期前後の間屋経営のあり方をみておきたい。金屋は元文五年段階の間屋仲間六五軒の構成メンバーであつたと思われるが、明和三年結成の株仲間四八軒には加えられていない⁽⁵⁷⁾。そのためであろうか、明和三年以降は赤字決算が続き、著しく経営不振となつてることが表4から明らかである（なお図1も参照されたい）。

まず収入の欄から補足説明をしていくが、この表の銀の単位は文銀であることを最初に断わっておく。さて「口銭」は煙草・畳表・荒苧の三品である。享保新銀に換算した図2とあわせてみても、口銭収入のピークは文銀六貫目以上を維持している宝曆前半期までであることがわかる。「煙草・表諸利」の欄は、上方に移送した煙草・畳表の利益や町内での小売による利益部分である。

つぎに「藏敷銀」「為替・貸付利」をみると、安永年間以降急減しているのが特徴的である。表3の宝永・正徳年間のそれと比較して、為替銀貸付や町の商人への資金融資が経営の主体となつていくことがわかる。また宝曆年間にさかんに家屋敷を買求めており、その分家賃収入の増収に繋がっている。したがって宝曆・明和期に金屋はその蓄積基盤を商品取引から貸付・不動産へと移しているといえるであろう。これは外商人・仲間内商人と激しい客争いによる取引の不安定性より、利子・地代収入の安定性を求めた結果であつた。宝曆十四年、代表的な問屋商人であつた鱈屋徳右衛門が、元銀四〇貫五〇目の「借用銀相滞居申候」という苦境におちいつている⁽⁵⁸⁾。これも内外の競合による取引の不安定さからき

表4 元文期以降の金屋の収支状況

	収 入						支 出				差 引		
	口 銭	煙草・ 表諸利	藏殿銀	為替・ 貸付利	家賃銀	その他	計	通常 支 出	家屋敷 買入代	臨 時 支 出		計	
寛保元年	6,362	2,824	2,141	2,774	865	658	15,624	8,081		12,256	20,337	(4,713)	
寛保2年	6,858	2,995	1,850	11,927	646	1,190	25,465	5,843	2,565		8,408	17,057	
寛保3年	7,594	4,285	2,228	4,506	1,046	2,149	21,808	6,871		5,500	12,371	9,437	
延享元年	7,003	3,437	1,785	3,858	1,120	1,649	18,852	5,494		1,000	6,494	12,358	
延享2年	8,094	3,612	1,957	11,781	2,517	1,384	29,343	9,136			9,136	20,207	
延享3年	6,243	4,117	1,652	8,812	2,160	711	23,694	10,158		1,104	11,263	12,431	
延享4年	7,020	2,848	1,844	7,904	2,485	1,192	23,292	11,246		543	11,789	11,503	
寛延元年	7,546	3,398	2,049	15,194	1,003	1,722	30,910	13,205	11,900		25,105	5,805	
寛延2年	6,756	3,713	1,849	10,934	1,487	893	25,631	12,976			12,976	12,655	
寛延3年	6,732	2,937	1,869	17,609	1,920	1,362	32,429	17,483	29,000		636	47,118	(14,689)
宝暦元年	6,797	2,988	1,462	17,723	1,138	1,072	31,180	15,193			6,991	22,183	8,997
宝暦2年	7,269	3,058	2,051	13,813	1,780	956	28,926	13,050			12,370	25,420	3,507
宝暦3年	6,808	3,049	1,930	12,762	1,367	830	26,745	12,983			17,350	30,333	(3,588)
宝暦4年	8,981	3,367	2,517	14,126	2,453	1,041	32,485	14,839	14,550		6,120	35,509	(3,023)
宝暦5年	6,925	2,729	1,094	11,121	2,579	7,436	31,883	12,318				12,318	19,565
宝暦6年	8,865	3,675	1,874	18,520	4,485	6,969	44,387	21,271	60,394			81,665	(37,278)
宝暦7年	5,522	3,491	1,596	16,427	4,631	787	32,454	19,040	5,350		23,129	47,519	(15,065)
宝暦8年	4,476	2,224	1,594	12,783	5,319	870	27,264	17,781	15,269		2,979	36,028	(8,764)

宝曆9年	5,777	2,553	1,694	15,341	5,753	984	32,103	19,170		19,170	12,933
宝曆10年	4,772	2,097	1,753	15,887	5,745	1,034	31,298	15,767	5,466	21,233	10,065
宝曆11年	5,250	2,025	2,662	14,445	5,661	1,083	31,126	15,538		15,538	15,589
宝曆12年	5,771	2,424	2,251	17,256	5,748	2,247	35,696	22,647		24,171	11,526
宝曆13年	4,962	2,531	1,709	11,453	6,087	1,899	28,639	22,390	9,428	31,818	(3,179)
明和元年	5,128	2,521	1,961	15,083	6,933	995	32,622	21,755	400	22,155	10,466
明和2年	4,218	2,227	1,255	12,625	6,863	998	28,187	21,761	11,464	33,225	(5,038)
明和3年	3,819	2,330	2,297	20,187	6,588	767	35,958	24,912	300	25,212	10,746
明和4年	4,906	2,151	1,417	16,906	7,167	839	33,385	30,423		30,773	2,612
明和5年	4,290	1,994	1,441	20,518	7,424	1,126	36,792	34,013	800	34,813	1,978
明和6年	2,985	1,638	1,336	14,058	6,008	802	26,827	37,352		56,251	(29,425)
明和7年	4,066	1,746	1,243	12,368	6,073	891	26,386	29,598	5,700	35,349	(8,963)
明和8年	2,700	1,272	1,333	10,829	7,306	893	24,333	36,597		37,889	(13,556)
安永元年	2,767	1,403	1,880	9,678	7,179	3,375	26,281	36,531		43,574	(17,293)
安永2年							24,630	24,486		47,620	(22,990)
安永3年	5,650	835	294	22,289	5,838	305	35,211	23,644		27,956	7,255
安永4年	2,362	3,783	486	15,046	5,924	359	27,959	29,597		34,760	(6,801)
安永5年	1,448	3,373	91	15,122	6,670	346	27,050	27,846		36,964	(9,914)
安永6年	1,829	3,787	999	10,797	5,778	582	23,772	33,359		51,046	(27,274)
安永7年	2,318	4,208	616	3,040	6,155	2,617	18,953	32,255		81,851	(62,897)
安永8年	2,628	3,287	749	2,899	6,105	683	16,351	28,697		30,297	(13,946)
安永9年	1,816	739	205	856	5,770	138	9,525	16,483		33,917	(24,392)
天明元年	1,100	371	13	652	5,752	423	8,310	29,904		29,904	(21,504)
天明2年	4,094	8,328			5,253	279	17,953	24,175		24,175	(6,221)

(註) 典拠は図1に同じ。単位、銀匁

た経営不振の一事例である。

つきに支出の欄の「臨時支出」について、寛保・宝暦年間の説明を加えておく。

寛保元年……「今治屋与三兵衛（註、問屋）取かへ年賦払二極り申二付、数年限之事故有銀之内引置」（一〇貫七五六匁）。

寛保三年……「米大豆為替銀きと屋六左衛門藏預荷物在之処、（大西屋善四郎―註、仲買）不埒二相成候にて済不申故、先有銀之内ヲハ引置ク」（五貫五〇〇目）。

宝暦元年……「（かしま屋源兵衛・きと屋五郎兵衛・米屋武三郎ら）不納引」。「払捨り」（六貫九九〇目）。

宝暦二年……「予州西条渡部藤藏へ取かへ、天満屋芳右衛門口入御座候処、不納引」（七貫目）。きと屋五郎兵衛、同上（三貫目）。大豆・繰綿売損銀（二貫一六〇目）。

宝暦三年……御用銀（一〇貫目）。きと屋五郎兵衛「此度不如意にて得取続不申趣」・金屋半兵衛「不埒二相成故引」（五貫目）。越後米三百俵売損」（二貫六六五匁）。

宝暦四年……米商内損（六貫一二〇目）。

宝暦七年……「前々古貸帳面年々有銀二立居申内、不埒何角相調不申分」（五貫三六六匁）。大福帳之内不埒相成候分」（八貫七〇〇目）。「近年時節柄何角之損」（九貫四六二匁）。

主要なものを列挙してみたが、その内容は融資先の商業不振による「払捨り」と「近年時節柄」による売損であった。安永年間以降の「臨時支出」も同様である。したがって宝暦年間の金屋自体の収支は決して赤字決算とはなっていないが、この収支構造の裡に尾道間屋仲間の混迷と衰退が表現されている。さきに利子と地代収入の安定性を指摘したが、「払捨

り」を考慮すると決して本来的な意味での安定性ではないといえよう。「家屋敷買入」の動機も、魚屋・たばこ屋・大八屋・城戸屋・大西屋・大入屋など、問屋仲間や近世初頭以来の旧家の経営「不埒」からきた買入れがほとんどであった。⁽⁵⁹⁾以上、元文以降の問屋仲間の動向を金屋の経営帳簿から検討してみたが、尾道の役人が明治初年に「至延享頃漸三拾軒斗相統、宝曆八戊寅問屋株停止、以自夫市中大衰」と表現していることを、誇大表現とすることはできないであろう。最後に、問屋仲間の混迷と衰退の原因を町内部の問題に限定して指摘しておきたい。第一点目は、仲間外の商人を規制できなかったということは、違反商人を罰則する機構やチェックする機構が確立されていなかったこと、さらに仲間の職縁的結合を積極的に強化する機関がなかったことである。その意味で元文五年以降問屋仲間が公的仲間となっても、それ以前の私的仲間となら変わるところはなく、その支配・管轄権は依然として町会所にあったといえよう。第二点めは、問屋仲間をめぐって元文五年以前と以後も金融的になら変わっていないことである。すなわち上層金融資本の融資体系の錯綜のうちに問屋仲間と外商人の対立構造が依然として存在していたのである。したがってここでは問屋仲間が商品流通の独占を実現するための諸条件は出そろってなかったといえる。

結びにかえて、株仲間の成立、

明和三年丙戌正月、問屋株四拾八軒被為御定候

子五月廿八日、中屋敷へ惣問屋御呼出被仰渡候趣、此度惣問屋中依而願御銀座六月朔日ヨリ始、問屋銀座役人栗原屋五郎右衛門川崎屋庄右衛門、其外町役人年寄連座之上被仰渡候、於宅銀座仕構仕切銀御貸付始り申候⁽⁶⁰⁾

明和三年（一七六六）正月、尾道にはじめて株仲間が結成された。その後安永九年（一七八〇）五月には「仕切銀御貸付」を目的とした「銀座」に問屋座会所が設立されている。また明治十八年に記された「商務部奉答書」⁽⁶²⁾によれば、明和三年、「問屋仲買仲仕等ノ関係ヲ支配シ、其分限ヲ立テ其ノ規程ヲ守ラシメ、問屋仲買等兼業ヲ禁シ、常ニ其ノ間ニ於テ統轄料理」する問屋役場も株仲間結成と同時に設置されている。

本稿は、この明和三年から安永九年にかけての期間を厳密な意味での尾道における株仲間成立期としてとらえようとするものである。それは第一に、問屋座会所の成立・融資の開始によって明和期以前の融資体系が断ちきれたこと、第二に、問屋役場が問屋仲間の結合を維持する機関となりえたこと、すなわち見方をかえれば職縁的結合に問屋仲間が地縁的結合から始めて独立しえた存在となったことを意味するからである。こうして株仲間に藩権力による商品流通の独占が企図されることになった。しかしこの段階になると、明和以前の段階と異なつて、農民的小商品生産の波に乗つて新たな対抗勢力が現われてくる。ここに尾道問屋株仲間も取引の独占を得るために幾多の紆余曲折を経ることとなるのである。⁽⁶³⁾

注

(1) 近世の瀬戸内港町は、海上交通の発展のあり方の変化によつて多様な展開をたどっている。内海地域の近世港町に関する研究は、その港町数からみてあまり多くない。これは残存史料による制約と、農村研究に比して都市研究についての関心が希薄であつたことによるものであろう。したがつて内海の港町の展開を総括的に論じうるまでには至っていないように思われる。港別に列挙してみると、藤沢晋「近世初期湊町における問屋稼の形成過程」(「瀬戸内海研究」三、一九五二年)、同「近世後期湊

- 商人の仲間稼と農村による対抗」(『史学研究』五一、一九五三年)、須山功豊「近世後期備中玉島湊における問屋仲間の動向」(『岡山地方史研究』六一、一九八九年)、谷口澄夫・藤井正信「近世地方都市の一考察——港町としての備中笠岡の場合——」(『岡山史学』一一、一九六二年)、脇坂昭夫「近世中後期における絹商業と資金対策」(『内海産業と水運の史的研究』、一九六六年)、同「近世都市成立過程に関する一考察——備後尾道の場合——」(『広島大学文学部紀要』二二巻二号、一九六三年)、畑中誠治・牟田嘉彦「近世初期における加子役の成立と市場構造」(『内海産業と水運の史的研究』、一九六六年)、中山「近世初期の尾道における商品流通」(『日本研究』三、一九八七年)、同「幕末・維新期における『経済的集中』と地域商業資本」(『史学研究』一八七・一八八、一九九〇年)、脇坂昭夫「近世一港町の歩み——御手洗町の成立と発展——」(『備後地方史研究』一五、一九五六年)、畑中誠治「近世港町における商品流通の形態的推移」(『竹原市史』論説編、一九六三年)、小川国治「長州藩宝暦改革と港町の発展」(『山口大学教育学部研究論叢』二三巻一号、一九七四年)、小山良昌「商都柳井津と隣接地域の商業規制」(『研究紀要(山口県文書館)』八、一九八一年)、関順也「近世港町の発展と転換過程——幕末下関商業の分析——」(『東亜経済研究』三六巻三号、一九六二年)、小林茂「近世下関の発達とその歴史的意義」(『下関商経論集』六巻二号、一九六二年)などがあるが、予讃地域に関しては、まだ本格的に着手されていない状態であるといっても過言ではない。
- (2) 脇坂昭夫「日本における都市共同体の形成」(『史学研究』七三、一九五九年)。
- (3) 今井修平「近世都市における株仲間と町共同体」(『歴史学研究』五六〇、一九八六年)など。
- (4) 「尾道志稿」巻之八(『備後叢書』第五巻所収)、なお詳細は前掲拙稿「近世初期の尾道における商品流通」を参照されたい。
- (5) (6) 「年誌通覧」(金光図書館所蔵)以下、断わりのない限り、引用する史料はすべて金光図書館所蔵のものである。
- (7) 尾道における加子銀の負担割合決定は、致富を重視した職能的基準によって年寄・月行司が決定していたが(拙稿註(4)論文)、宝永年間前後に、高・間口基準の負担が定着することになった(尾道町地子米加子銀高改之帳(宝永三年))。
- (8) 万治・元禄初年に、尾道惣町を管轄する町人の組織「会所」が設置されていることが推測できる(「年誌候」(元禄五年))。
- (9) 「役務諸用記」の宝永三年(二七〇六)二月十一日条によれば、「去年被仰出候郡中格式帖之内、頭書差上置申候処、先既之通

被仰付候御付紙有之、右書付御戻り被遊候、則仲間帳箱ニ入置候」という一節や、同じく宝永七年には「近年相定候当浦所舟役銀毎年暮ニ取立、年行司ノ中間へ請取候処」などの表現がみられる。これらの文脈からみて、この「仲間」を問屋仲間や他の商人仲間と解することはできない。また「尾道町奉行所被仰付候御条目」（正徳六年）の表紙にも「御本紙仲間ニ有」と記載されている。したがって、ここでの「仲間」とは上意下達の機関でもあり、住民の結合の機関でもある「会所」を指していることがうかがえる。

- (10) 「年誌」（寛政二年）。
- (11) これ以前の住民によってつくられた町掟については前掲註（4）拙稿に、元和年間ものを紹介しているので参照されたい。
- (12) 「尾道町奉行所被仰付候御条目」（正徳六年）。
- (13) 「尾道商業沿革史料」雑録式（九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」）。
- (14) 「年誌帖」（元禄五年）の八月十九日条。
- (15) 『新修尾道市史』第三卷、六三四～六三六頁。
- (16) 「役務諸用記」下（宝永五年）、九月三日条。
- (17) 「役用帳」（享保四年）、広島県立文書館蔵橋本家文書）。
- (18) 金屋は中世より尾道に居住しており（尾道市立図書館蔵「金屋由緒之条々」）、元和・寛永期には月行司を勤める家柄であった。
- (19) 『広島県史』近世Ⅰでは、同一史料を用いて年間の収支という形で、宝永から元文期までを表示しているが（九七二頁、表三二三）、これは期末総資本を年間の収入、期末総預銀を年間の支出、そして純資産を年間の利潤というように誤解している。そのため一八世紀前半はとてつもなく莫大な収入があったと評価し、問屋商業の最盛期であるかのように位置づけているが、過大評価であり再検討の余地があると思われる。
- (20) (21) 「尾道商業沿革史料」雑録式（九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」）。
- (22) (24) 尾道市立図書館蔵、『新修尾道市史』第五卷（二五〇～二六〇頁）。

- (23) 九州や日本海沿海地域だけでなく、大坂との取引が重要であったことはいままでもないことである。大坂における尾道客の「宿」として、浜田屋七郎兵衛・河崎屋吉右衛門・尾道屋与三兵衛などがあつた。享保十三年の「御役用控」(広島県立文書館蔵)によると、「(大坂の) 浜田屋七郎兵衛与申間屋江当町并在方登せ荷物共仕もの有之、大坂大火以後右之儀出入ニ相成、右之儀一通り者落着仕候、然共右出入之面々外ニ御領分ニ登せ荷物仕商売之ものも有之候由、依之今度右浜田屋七郎兵衛并手代彦兵衛与申もの御国方江罷下り申趣先達而相聞江申候、夫ニ付尾道町之内町□□者七郎兵衛方へ登せ荷物共被仕候面々共者無御座候哉」とあることから、「宿」は「大坂・浜田屋」などは備後特産品の荷受問屋であることがわかる。金屋も荷主的な存在として、煙草や畳表の「登せ」をおこなっていたのであろう。
- (25) 「万用録」(〈正徳三年〉、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (26) 「灰屋次郎右衛門家系図」によれば、西灰屋甚七(享保十七年没)は四代目次郎右衛門安利(正徳四年、於京都没)の弟となっている。
- (27) 「歴年勘定帳」(〈元禄十三年〉、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (28) 「万算帳」(〈元禄八年〉、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (29) 「前掲「歴年勘定帳」。
- (31) 「(32) (33) 「歴年万要帳」(〈正徳三年〉、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (34) 「役用帳」(享保四年)。
- (35) 「御役用控」(享保十三年)。
- (36) 「(37) 「万算帳」(〈元禄八年〉、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (38) 「質物勘定控」(〈享保十七年〉、尾道市立図書館蔵)。
- (39) 「穀物買帳」(享保十九年)、広島県立文書館蔵橋本家文書)。
- (40) 「年誌通覧」。

- (41) 「歴年勘定帳」(元禄十三年)、宝永七年の項、広島県立文書館蔵橋本家文書。
- (42) 「尾道商業沿革史料」雑録式(九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」)。
- (43) 畑中誠治「宝曆・天明期瀬戸内諸藩における経済政策とその基盤」(『歴史学研究』三〇四、一九六五年)など。
- (44) 『新修尾道市史』第三卷、六三三、六二四頁。
- (45) 「尾道商業沿革史料」雑録式(九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」)。
- (46) 「問屋年誌」(尾道商工会議所蔵)。活字化されているものに『広島県史』近世資料編IV、『海事史料叢書』第十七巻などがある。本稿では写本にあたるが、九州文化史研究施設蔵の「長沼文庫」版を使用する。
- (47) このことについては2(2)Bで述べたが、享保十五年十二月九日には、「久保町十四日町困窮三付、三百貫目拝借願」(「年誌通覧」)をせざるをえないくらい町は困窮に陥っていたと思われる。
- (48) 従来はこの会所を問屋会所と解していたが、本稿では町会所と考えている。
- (49) 『諸国御客船帳』下巻(一九七七年)所収の柚木学「解説 三、問屋仲間による宿替禁止の申合せ」参照。
- (50) 「寛保三年分年誌」の九月三日条に「豊前中須賀折屋船前廉者いわし屋徳右衛門方へ参候処、此度者問屋へも不参薬師堂浜二久々船かゝり居申、水吞屋忠右衛門・宝土寺下ノ甚右衛門など其外ノ方角へ揚り申、乗人も不埒もの様ニ相聞へ申候故、今日年行司兩人差出此元屹度出船申候様ニ申渡ス、尤徳右衛門方ニも此船引請不申候由ニ申出有之候、於会所役人出合水吞屋忠右衛門吟味仕候処……竹ノ皮少々積送り申候故先遣申候由ニ御座候」という記事があり、豊前船の追放と当事者の詮索という厳しい対応を町会所が行っていることがわかる。
- (51) 「十四日町役方年誌(延享四年)」。
- (52) 「役方年誌帖」(元文六年)。
- (53) 「尾道商業沿革史料」雑録式(九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」)。
- (54) 「拾四日町役方年誌」(文政四年)。

- (55) 論船とも称するが、近世後期の尾道における客論については、青木茂「近世港町の『論船』とその背景」(『尾道短期大学研究紀要』四、一九五五年)がある。
- (56) 「尾道商業沿革史料」(九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」)。
- (57) この明和三年前後は残存史料に乏しく、株仲間成員の基準など詳細はわからない。今後の課題としておきたい。
- (58) 『新修尾道市史』第五巻、三六八～三六九頁。
- (59) 以上、「永代算用覚」(寛保二年)、尾道市立図書館蔵。
- (60) 「尾道商業沿革史料」雑録式(九州大学九州文化史研究施設「長沼文庫」)。
- (61) 註(46)史料。
- (62) この点、中央市場との関係について若干の私見を述べておきたい。尾道が大坂と地方を結ぶ商業的中継港であり、かつ芸備特産品の積出港であったことはいうまでもない。従来の研究では、そのような機能が一八世紀半ば以降、大坂市場の地位低下とともに停滞期を迎えたものと把握し、その対応策として尾道において株仲間の再結成となったと評価されてきた。しかし重要なのはその株仲間結成という対応策に、領域あるいは地域市場の、大坂との関係を維持しつつも、商品取引における相対的自立という積極的な側面を見逃してはならないと思う。むしろ瀬戸内の新興の「小浦」の商人(『在方資本』が中央市場と積極的に結びつこうとするのであり、ここにながく複雑な過程をたどる幕藩制市場解体の一因が存するのではあるまいか。

〈付記〉 一九八八年夏秋にかけての史料調査に際し、金光図書館の皆様にご多大な便宜を与えていただいた。記して謝意を表します。